おわりに　～地域の絆としての自治の保障～

人を手助けする時､困った時はお互い様という。助ける側になるか、助けられる側になるかは、巡り合わせであって、いつ立場が入れ替わるかわからない。それでも、お互い様の気持ちが共有されていれば、人は安心して暮らせる。その延長線上に、自治がある。そこにも、費用が発生するが、お互い様の気持ちが働いていれば、無用の摩擦はなく、比較的費用が少なくて済む。人と人の絆が緩むほど、行政に頼る度合が高まるのである。高齢化が進むにつれ、それを支える費用が増えるのは仕方がないとして、数字にばかり目が行き、人が見えなくなっては困る。自治の力を強め、絆の固い地域社会をつくることが第一である。

スイスでの研究者の調査結果によれば、人の幸福感は、金銭的なものよりも、直接政治に参加できる度合に左右されるという。直接民主主義の比重の高いスイスならではの結果ともいえるが、地域のことは地域で決められるという誇りが幸福感につながるという点は､日本にも共通するだろう。疲弊した地域では、誇りの空洞化すら指摘される昨今である。誇りある地域に再生させずにはおかないという決意があればこその地域主権改革であろう。言葉の遊戯にとどまらないとすれば、その名にふさわしい自治を保障しなければならない。

その意味では、税制抜本改革は、社会保障分野において消費税収（国・地方）を主要な財源として確保するのみにとどまらず、個人所得課税、法人課税、資産課税にわたる改革としなければならない。子どもに対する手当は、当面はともかく、現金給付は国、サービス給付は地方という基本原則に則って、再考されなければならない。地域自主戦略交付金は過渡的なものとして、税源移譲を含めた恒久的な策を練る必要がある。遠い道のりだが、地域の絆としての自治を確かなものにしていく努力を着実に積み重ねなければならない。

危機が深刻であればあるほど、それを乗り切る方策も、より根本的なものが求められる。希望を与える未来図もなく、原則もあいまいな改革は最悪である。改革、改革と飽きるほど聞かされながら、依然として、閉塞感が漂っているのは、その点が不十分だからであろう。地域主権改革の基本に立ち返れば、おのずから原則は明らかになるはずである。せっかく掲げた旗をないがしろにしてはならない。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

一月十三日（土）

○一般案件

・「日本再生の基本戦略」について（決定）（内閣官房・内閣府本府）

・平成二十四年度税制改正大綱の一部改正について（決定）（財務省・内閣官房・内閣府本府・総務省）

・平成二十四年度一般会計歳入歳出概算について（決定）（財務省）

一月十六日（月）

○一般案件

・「平成二十三年（二千十一年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について」の一部改正について（決定）（内閣府本府）

公　告

諸　事　項

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２３年（家）第２８５号

東京都中央区佃２丁目１番地１　センチュリーパークタワー4312号室

申立人　八尾　光善

本籍青森県北津軽郡板柳町大字板柳字岡本15番地８、最後の住所青森県北津軽郡板柳町大字板柳字岡本15番地10、死亡の場所青森県弘前市、死亡年月日平成21年11月８日、出生の場所青森県北津軽郡板柳町、出生年月日昭和24年６月23日、職業無職

被相続人　亡　齊藤　廣子

催告期間満了日　平成24年７月13日

青森家庭裁判所五所川原支部

平成２３年（家）第９００４号

事務所秋田県大仙市大曲須和町２丁目３番21―５号

申立人　弁護士　佐々木　優

本籍秋田県仙北郡仙北町高梨字金堀66番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所秋田県大仙市、死亡年月日平成12年６月24日、出生の場所秋田県仙北郡仙北町、出生年月日明治40年１月15日、職業無職

被相続人　亡　池田　ミヨ

催告期間満了日　平成24年７月13日

秋田家庭裁判所大曲支部

平成２３年（家）第１４８４号

茨城県猿島郡境町1414番地２

申立人　小林　恵美

本籍茨城県坂東市岩井3478番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所茨城県坂東市、死亡年月日平成18年９月16日、出生の場所茨城県猿島郡神大實村、出生年月日昭和４年11月３日、職業無職

被相続人　亡　倉持　　孝

催告期間満了日　平成24年７月31日

水戸家庭裁判所下妻支部

平成２３年（家）第１２４６号

愛知県安城市桜町17番５号ＡＰビル３階

申立人　大見　　宏

本籍愛知県岡崎市竜美中２丁目６番地23、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県岡崎市、死亡年月日平成22年８月23日、出生の場所不詳、出生年月日大正14年11月22日、職業無職

被相続人　亡　澤田　　緑

催告期間満了日　平成24年７月17日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

平成２３年（家）第５０４９号

滋賀県彦根市大東町２番38号ＳＩＳビル西館301

申立人　松田　勇夫

本籍滋賀県彦根市鳥居本町1211番地、最後の住所滋賀県彦根市鳥居本町1211番地７、死亡の場所滋賀県彦根市、死亡年月日平成22年11月７日、出生の場所滋賀県彦根市、出生年月日昭和22年６月１日、職業無職

被相続人　亡　土田　正歳

催告期間満了日　平成24年７月13日

大津家庭裁判所彦根支部

平成２３年（家）第２０２３号

神戸市中央区多聞通２丁目１番10号　第二法友会館３Ｆ　かけはし法律事務所

申立人　弁護士　亀井　尚也

本籍神戸市須磨区磯馴町５丁目２番地、最後の住所神戸市灘区曾和町２丁目５番17号、死亡の場所神戸市中央区、死亡年月日平成23年４月４日、出生の場所神戸市東灘区、出生年月日昭和41年３月21日、職業無職

被相続人　亡　丸田　幸男

催告期間満了日　平成24年７月20日

神戸家庭裁判所

平成２３年（家）第３３１号

兵庫県加東市上滝野1341―１廣井法律事務所

申立人　廣井　正則

本籍兵庫県加西市中野町952番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所兵庫県加西市、死亡年月日平成22年６月14日、出生の場所兵庫県加西郡九会村、出生年月日大正11年５月21日、職業無職

被相続人　亡　吉田はな子

催告期間満了日　平成24年７月31日

神戸家庭裁判所社支部

平成２３年（家）第６４７号

盛岡市南大通１丁目８番７号ＣＦＣビル３階

申立人　弁護士　深瀬　　墾

本籍盛岡市手代森14地割16番地263、最後の住所盛岡市上飯岡２地割51番地３　緑生園、死亡の場所盛岡市、死亡年月日平成23年３月６日、出生の場所岩手県二戸郡福岡町、出生年月日昭和43年10月11日、職業無職

被相続人　亡　青柳　暢宏

催告期間満了日　平成24年７月13日

盛岡家庭裁判所

平成２３年（家）第２０２６号

山形県米沢市東大通２丁目７番12号

申立人　髙橋　　輝

本籍山形県米沢市東２丁目2196番地、最後の住所山形県米沢市東大通２丁目４番24―１号、死亡の場所山形県米沢市、死亡年月日平成21年３月14日、出生の場所山形県米沢市、出生年月日昭和35年６月17日、職業無職

被相続人　亡　神田　雄児

催告期間満了日　平成24年７月31日

山形家庭裁判所米沢支部